

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成28年2月18日(2016.2.18)

【公表番号】特表2015-506356(P2015-506356A)

【公表日】平成27年3月2日(2015.3.2)

【年通号数】公開・登録公報2015-014

【出願番号】特願2014-550424(P2014-550424)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/4035	(2006.01)
A 6 1 P	17/06	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 P	19/02	(2006.01)
A 6 1 P	1/04	(2006.01)
A 6 1 P	27/02	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	19/06	(2006.01)
A 6 1 K	9/32	(2006.01)
A 6 1 K	47/26	(2006.01)
A 6 1 K	47/38	(2006.01)
A 6 1 K	47/12	(2006.01)
A 6 1 K	47/32	(2006.01)
A 6 1 K	47/34	(2006.01)
A 6 1 K	47/04	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/4035	
A 6 1 P	17/06	
A 6 1 P	17/00	
A 6 1 P	19/02	
A 6 1 P	1/04	
A 6 1 P	27/02	
A 6 1 P	29/00	1 0 1
A 6 1 P	19/06	
A 6 1 K	9/32	
A 6 1 K	47/26	
A 6 1 K	47/38	
A 6 1 K	47/12	
A 6 1 K	47/32	
A 6 1 K	47/34	
A 6 1 K	47/04	

【手続補正書】

【提出日】平成27年12月25日(2015.12.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

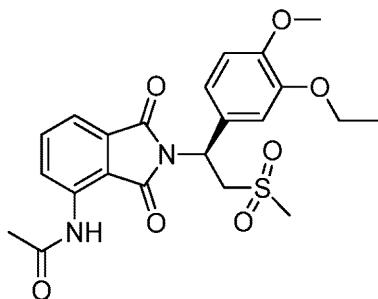
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

化合物A:

【化1】



(A)

又はその医薬として許容し得る塩;充填剤;崩壊剤;及び滑沢剤を含む、医薬組成物。

【請求項2】

式(A)の化合物が、全組成物の重量で約5%～約25%の量で存在する、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項3】

前記充填剤がラクトースである、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項4】

前記ラクトースが、全組成物の重量で約20%～85%の量で存在する、請求項3記載の医薬組成物。

【請求項5】

充填剤としてセルロースをさらに含む、請求項3記載の医薬組成物。

【請求項6】

前記セルロースが、全組成物の重量で約10%～約50%の量で存在する、請求項5記載の医薬組成物。

【請求項7】

前記崩壊剤がクロスカルメロースである、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項8】

前記クロスカルメロースが、全組成物の重量で約2%～約8%の量で存在する、請求項7記載の医薬組成物。

【請求項9】

前記滑沢剤がステアリン酸マグネシウムである、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項10】

前記ステアリン酸マグネシウムが、全組成物で約0.25%～約5%の量で存在する、請求項9記載の医薬組成物。

【請求項11】

被覆製剤により被覆されている、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項12】

前記被覆製剤が1種以上の賦形剤を含み、該賦形剤が、コーティング剤、結合剤、滑沢剤、安定剤、可塑剤、接着剤、流動促進剤、希釈剤、又はこれらの組み合わせである、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項13】

前記賦形剤がポリビニルアルコールである、請求項12記載の医薬組成物。

【請求項14】

前記ポリビニルアルコールが、全被覆製剤の重量で約35%～約45%の量で存在する、請求項13記載の医薬組成物。

【請求項15】

前記賦形剤がポリエチレングリコールである、請求項12記載の医薬組成物。

【請求項16】

前記ポリエチレングリコールが、全被覆製剤の重量で約20%～約25%の量で存在する、請求項15記載の医薬組成物。

【請求項17】

前記賦形剤がタルクである、請求項12記載の医薬組成物。

【請求項18】

前記タルクが、全被覆製剤の重量で約10%～約15%の量で存在する、請求項17記載の医薬組成物。

【請求項19】

前記賦形剤が1種以上の着色剤である、請求項12記載の医薬組成物。

【請求項20】

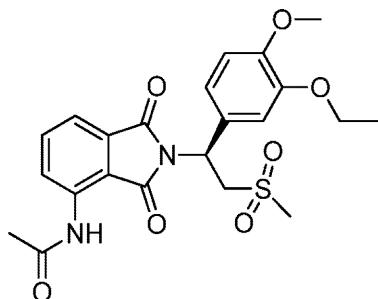
前記着色剤が、全被覆製剤の重量で約25%～約30%の量で存在する、請求項19記載の医薬組成物。

【請求項21】

(A)下記を含むコア組成物：

(i)全コア組成物の重量で約10%の量の化合物A

【化2】



(A)

又はその医薬として許容し得る塩；

(ii)全コア組成物の重量で約60%の量のラクトース；

(iii)全コア組成物の重量で約26.25%の量の微結晶性セルロース；

(iv)全コア組成物の重量で約3%の量のクロスカルメロース；及び

(v)全コア組成物の重量で約0.75%の量のステアリン酸マグネシウム；並びに

(B)下記を含む被覆製剤：

(i)全被覆製剤の重量で約40%の量のポリビニルアルコール；

(ii)全被覆製剤の重量で約20%の量のポリエチレングリコール；

(iii)全被覆製剤の重量で約15%の量のタルク；及び

(iv)全被覆製剤の重量で約25%の量の着色剤の混合物

を含む、錠剤。

【請求項22】

乾癬、関節炎、皮膚炎、ざ瘡、皮膚筋炎、潰瘍性大腸炎、ベーチェット病、クローン病、サルコイドーシス、ブドウ膜炎、酒さ、又は扁平苔癬を治療、予防又は管理するための、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項23】

前記乾癬が尋常性乾癬である、請求項22記載の医薬組成物。

【請求項24】

前記関節炎が、乾癬性関節炎、関節リウマチ、変形性関節症、又は急性痛風関節炎である、請求項22記載の医薬組成物。

【請求項25】

前記皮膚炎が、アトピー性皮膚炎又は接触性皮膚炎である、請求項22記載の医薬組成物。

【請求項26】

前記サルコイドーシスが、慢性皮膚サルコイドーシスである、請求項 2 2 記載の医薬組成物。

【請求項 2 7】

乾癬、関節炎、皮膚炎、ざ瘡、皮膚筋炎、潰瘍性大腸炎、ペーチェット病、クローン病、サルコイドーシス、ブドウ膜炎、酒さ、又は扁平苔癬を治療、予防、又は管理するための、請求項 2 1 記載の錠剤。

【請求項 2 8】

前記乾癬が尋常性乾癬である、請求項 2 7 記載の錠剤。

【請求項 2 9】

前記関節炎が、乾癬性関節炎、関節リウマチ、変形性関節症、又は急性痛風関節炎である、請求項 2 7 記載の錠剤。

【請求項 3 0】

前記皮膚炎が、アトピー性皮膚炎又は接触性皮膚炎である、請求項 2 7 記載の錠剤。

【請求項 3 1】

前記サルコイドーシスが、慢性皮膚サルコイドーシスである、請求項 2 7 記載の錠剤。